

■ 給与所得者の定額減税における注意点

1. 定額減税控除対象者（原則・基準日在職者）

令和6年6月1日現在在職している人のうち、源泉徴収税額表の甲欄が適用されている居住者。
（休職者を含む）

2. 定額減税控除対象者に該当しない例（確定申告で適用可）。

- ・令和6年6月1日以後に支払う給与等の所得税において、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄適用者
- ・令和6年5月31日以前に退職した人
- ・令和6年6月2日以後に入社になった人（年末調整で適用可）
- ・令和6年5月31日以前に海外勤務などで非居住者となった人

3. 年間103万円以下になるパート等で他の給与所得がない方（甲欄適用者）

配偶者・親等の扶養に入っている場合には、本人からではなく、扶養に入れている配偶者・親等の方で定額減税を受けるので定額減税の対象外。（本人に確認した方がいい）

ただし、結果的に年間103万円を超える場合には本人の年末調整で定額減税を行い、配偶者・親等は年末調整等で扶養から除き定額減税を既に受けた分の調整が必要となる。

4. 年間103万円超のパート等で他の給与所得がない方（甲欄適用者）

本人から定額減税を行う。年間所得税額が30,000円までいかないと、定額減税は足切りになって満額を受けることができない。その不足分は、市区町村から給付金として支給されることとなる。（「定額減税補足給付金」）

ただし、結果的に年間103万円を超えなかった場合には、本人の年末調整で定額減税分は戻し、定額減税の適用は受けないこととなる。その結果、配偶者・親等の勤務先の年末調整でその分の定額減税を行う。

5. 合計所得金額が1,805万円を超える人

合計所得金額が1,805万円を超える見込みの人であっても定額減税の適用をする（本人に選択できない）。結果的に1,805万円を超えた人は年末調整で精算する。給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象とならないので、確定申告で清算を行う。

6. 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」について

提出の必要がある例として

- ・年初に提出した「給与所得者の扶養控除等申告書」に出産・就職・婚姻等で異動がある場合
- ・16歳未満の扶養親族がいる場合で、「給与所得者の扶養控除等申告書」に正確に記載されていない場合（配偶者とダブっていないかなど）、扶養者を配偶者と配分する場合
- ・本人の合計所得金額が900万円超で「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載されていない同一生計配偶者の場合（非源泉控除対象同一生計配偶者）

7. 住民税（市県民税）の定額減税の月次事務

市区町村からの通知どおり控除すればOK。

6月の控除額は0円。7月は端数調整し8月から翌年5月までは一定額となる。

8. 給与と年金の両方の収入がある場合の定額減税

制度上、公的年金収入で定額減税を受けるとわかっていても、それは聞かなかったものとして、ほかの従業員と同じように給与でも定額減税を実施する。本人が令和6年分について確定申告することにより、定額減税が二重に行われたことに対し調整がされる。そのような従業員へは、来年3月15日まで所得税の確定申告をするよう案内する。

9. 給与明細書への控除額の表示

定額減税額 ×××円などと表示。スペースがない場合は別紙でもよい。

10. 源泉所得税納付書の記載

月次減税の控除を行った後の金額(実際に所得税を控除した金額)を記入するだけでよい。
納付書の合計額が0円の場合は、納付期限までに税務署に提出する必要がある。

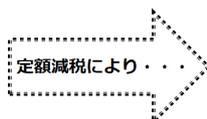
定額減税と給付のイメージ



《給与所得者の定額減税》

本来の天引き額

給与支給月	所得税	住民税
R6.6	31,000	29,000
R6.7	31,000	29,000
R6.8	31,000	29,000
R6.9	31,000	29,000
R6.10	31,000	29,000
R6.11	31,000	29,000
R6.12	△ 44,000	29,000
R7.1	31,000	29,000
R7.2	31,000	29,000
R7.3	31,000	29,000
R7.4	31,000	29,000
R7.5	31,000	29,000



定額減税後の天引き額

給与支給月	所得税	住民税
R6.6	0	0
R6.7	0	29,000
R6.8	3,000	28,900
R6.9	31,000	28,900
R6.10	31,000	28,900
R6.11	31,000	28,900
R6.12	△ 44,000	28,900
R7.1	31,000	28,900
R7.2	31,000	28,900
R7.3	31,000	28,900
R7.4	31,000	28,900
R7.5	31,000	28,900

《所得税》
9万円をひききるまで
毎月の天引きが減る!
(会社で計算!)

《住民税》
6月の天引きは0円
7月以降は
(本来の税額-3万円)を11ヶ月で割って天引き
(自治体が計算してくれる)